

大阪府ノルディック・ウォーク連盟 大阪・北摂支部 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は大阪府ノルディック・ウォーク連盟大阪北摂支部（以下「本支部」という）する。

(所在地)

第2条 本会の所在地は理事長宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本支部は一般社団法人全日本ノルディック・ウォーク連盟（以下 JNWL という）の下部組織として、総ての人々に有益なノルディック・ウォークの普及推進、技術の研究と啓発を行い、自然や文化を継承し人々の健やかで豊かな生活の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本支部は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) JNWL の公認指導員、それに準ずるオピニオンリーダー等の養成事業
- (2) ノルディック・ウォークの「体験イベント」及び「サークル活動」等を行う事業
- (3) ノルディック・ウォークをプログラムに取り入れた健康増進活動の支援事業
- (4) 各種ウォーキングイベントへの協賛、後援及び主催として参画するための事業
- (5) 所属指導員の資質向上を目的とした各種勉強会、研修会等の開催する事業
- (6) ノルディック・ウォークに関する物品販売に関する事業
- (7) 前の各号に掲げる事業を行う団体との連携、協力する事業
- (8) その他の目的を達成するために行う事業

第3章 会員

(構成員)

第5条 本支部は次に掲げる正会員、賛助会員、及び名誉会員を持って構成する。

- (1) 正会員 JNWL の公認指導員資格を有する者で本支部の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 本支部の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 一般会員 JNWL の公認指導員資格を有しない者で本支部の目的に賛同して入会した者
- (4) 名誉会員 本支部に多大の功績があった者で、理事会の推薦を受け、総会の承認を得た者

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本支部の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になったとき及び毎年、総会において定める額を施行細則に基づき負担する義務を負う。ただし、特別の事情のある者に対して、総会の決議を経て、その額を免除することができる。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときには、総会の決議を経て、当該会員を除名することができる。ただし、その会員に対し、総会の1週間前までに除名する旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に反したとき
- (2) 本支部の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合の他、会員は次のいずれかに該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) すべての会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡したとき、または解散したとき

(既納の会費など)

第11条 既納の入会金、会費、及び寄付金その他供出金等は、これを返還しない。

## 第4章 総会

(総会の種類)

第12条 本支部の総会は、通常総会として毎年1回6月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の総会を持って、法人法上の社員総会とする。

(総会の構成及び議決権の数)

第13条 総会はすべての正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 総会において審議することを理事会が議決した事項

(総会の招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長（第21条第2項の理事長をいう。以下同じ。）が召集する。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた理事が召集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は理事長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に総会を招集しなければならない。

4 理事長は理事会の決議により決定された次の事項を記載し、開催2週間前までに書面をもって通知しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができる旨

(議長)

第16条 総会の議長ならびに副議長は、総会において、理事の中から選任する。

2 副議長は議長を補佐し、議長に事故ある時はその職務を代行する。

(総会の定足数)

第17条 総会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席により成立する。

第18条 総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席した総正会員の過半数が出席し、出席した総正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決する。

2 前項前段の場合においては、議長は、正会員として議決に加わらない。

3 第1項の規程にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事

(総会の議事録)

第19条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、会員の要求に応じその要旨を開示しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 議事の経過の要項及びその結果
- (3) 出席理事及び役員の名
- (4) 議長の名
- (5) 総会出席会員の総数
- (6) 議事録作成者の名

## 第5章 役員

第20条 本会に次の役員を置く

- (1) 理事 3名以上10名以内とする。ただし、必要のあるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。
- (2) 監事 3名以内とする。ただし、必要のあるときは、正会員以外の者から選任するこ

とを妨げない。

2 理事のうち、1名を理事長、2名又は3名を副理事長とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

2 理事会は理事長及び副理事長を理事の中から選定及び解職する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより本支部の業務執行の決定に参画する。

2 理事長は法令及びこの定款で定めるところにより本支部を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は理事長を補佐し、法令、定款及び理事会において定めるところにより本支部の業務を執行する。

4 理事会は、その決議に基づき、必要に応じ理事長及び副理事長の業務執行にかかる職務の一部を理事に分掌させることができる。

5 理事長及び副理事長は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。また、会長及び副会長からその業務執行にかかる職務の一部の分掌を受けた者がいる場合、その者も同様とする。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本支部の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は理事会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べなければならない。ただし議決に加わることはできない。

4 その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

5 監事は、本支部の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終決までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬及び退職慰労金は、総会の決議により定める。

(顧問)

第27条 本会に若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により理事長が任期を定めた上で選任する。

3 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(顧問の職務)

第28条 顧問は理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

## 第6章 理事会

(理事会)

第29条 本支部に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本支部の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的を記載した書面もしくは電磁的方法により、開催日の7日前までに通知しなければならない。

3 理事長が欠けたとき又は事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事がこれにあたる。

(定足数)

第33条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席により成立する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その過半数を持って決し、可否同数の時は議長が決する。

2 前項の場合においては、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項を提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が意義を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 日時及び場所

(2) 理事長以外の理事の招集要求になどにより開催されたときは、その旨。

(3) 議事の経過の要項及びその結果

(4) 報告事項に関する意見または発言の内容

(5) 出席理事及び事務局の氏名

(6) 議長の氏名

(7) 議事録作成者の氏名

## 第7章 組織編成

第37条 理事会は本支部業務を分掌させるための業務執行理事連絡会、部会、委員会、諮問機関及び下部組織などを設置することができる。

2 前項について必要な事項は理事会で別に定める。

## 第8章 事務局

第38条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長などの重要な職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第9章 会計

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第40条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に理事長が作成し、直近の総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定に関わらず、やむを得ない理由により、予算が成立しないときは、理事長は総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

## 第10章 定款の変更及び解散など

(定款の変更)

第42条 この定款は総会の決議により変更することができる。

(解散)

第43条 本会は、総会の決議を其他法令で定められた事由により解散する。

## 第11章 公告

(公告)

第44条 本会の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補足

第45条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律ならびにその他法令に従う。

付則

(本会設立時の役員)

(理事長) 岡 喜与志

(副理事長) 岡本 恭政、稲田 滋治

(理事) 久保 潤也、森山 眞治、吉田 憲弘、湊 啓、木村 羽矢人

(監事)

(顧問) 池田 力

付則

1. この定款は、平成28年9月1日から施行する。
2. 本支部の設立日は、平成28年9月1日とする。